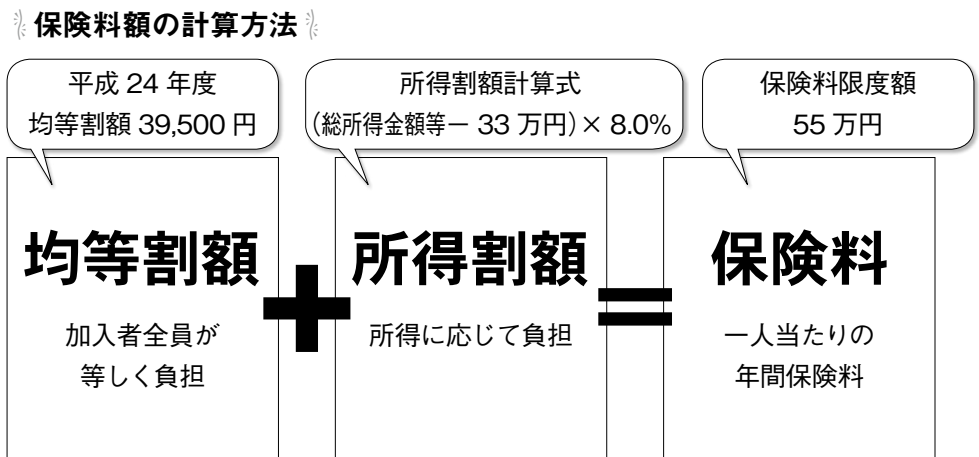


後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

平成24年度・25年度の保険料率が決まりました

保険料額の算出方法



※注) 総所得金額等 ▶ 前年中の収入から必要経費(公的年金等控除金額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除など各種所得控除前の金額です(遺族年金、障害年金は収入に含みません)。

後

期高齢者医療制度の保険料は、介護保険と同様に個人ごとに算定し、加入者全員が等しく負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

《平成24年度・平成25年度の均等割額・所得割率・保険料限度額》
均等割額 ▶ 年3万9,500円
所得割率 ▶ 8.0%
保険料限度額 ▶ 55万円

保険料の軽減措置

- 1 均等割額の軽減措置**
「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額」が下表の基準額を超えない場合、保険料の均等割が軽減されます。
- 2 所得割額の軽減措置**

均等割額の軽減措置

33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない)	9割軽減
33万円(基礎控除額)以下の世帯	8.5割軽減
33万円(基礎控除額) + 「24.5万円 × 世帯の被保険者数(世帯主を除く)」以下の世帯	5割軽減
35万円(基礎控除額) + 「35万円 × 世帯の被保険者数(世帯主を除く)」以下の世帯	2割軽減

保険料の納め方

保険料は、年金からの差し引き(特別徴収)または納付書による納付(普通徴収)により個人ごとに納付します。次の条件に該当する方は、納付書による納付となります。

- ▶ 年金の年額が18万未満の方
- ▶ 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超える方
- ▶ 年度途中で後期高齢者医療制度に加入された方

納付書などの送付時期

次の時期に送付を予定しています。

- 特別徴収仮徴収(6月開始者) ▶ 6月上旬
- 特別徴収仮徴収(8月開始者) ▶ 8月上旬
- 特別徴収 ▶ 8月下旬
- 普通徴収 ▶ 7月中旬

65歳以上の皆さまへ

高齢者介護保険料の改定をしました

保険料額の算出方法

介護保険料は、市民税の課税状況や前年の所得を基に算出されます。課税状況と前年所得が確定するまでの間は暫定賦課または仮徴収が行われます。納付額や納め方は、65歳に到達した年などで通常と違う場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※基金の取り崩しをすることで、保険料の急激な上昇を緩和しています

財政安定化基金の

取り崩しをしています

都道府県に設置されている財政安定化基金を、本来の目的に必要な額を残して余剰分を取り崩し、65歳以上の方(被保険者第1号)の保険料の上昇緩和などに活用しています。

市町村準備基金の

取り崩しをしています

第4期中の積立見込額を取り崩すことにより、保険料軽減に活用しています。

支え合いの制度

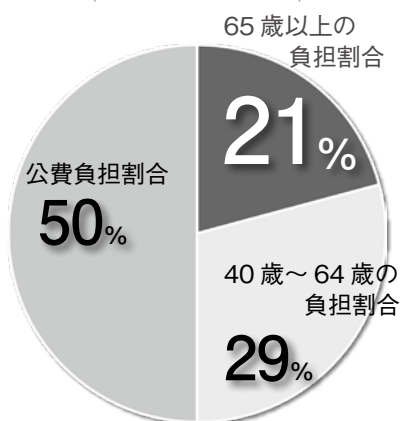
介護保険料は、被保険者が納めた保険料50%と公費(税金50%)で成り立っています。負担割合は、全

国の人口比率により定められており、65歳以上の負担割合は21%、40歳〜64歳の負担割合は29%になります。それぞれが支え合い、社会全体で制度を支える仕組みになっています。

介護保険料は、3年ごとに見直しをしています。本市の65歳以上の保険料基準額は、年額58,800円(月額4,900円)です。

国長寿福祉課 ☎内線3586

介護保険財源



介護保険料(平成24年度〜26年度)

保険料段階	対象者	年額保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者	29,400円
第2段階	本人が市民税非課税 世帯員全員が市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第3段階		第2段階に該当しない方
第4段階		本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第5段階	本人が市民税課税 世帯員に市民税課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上
第6段階		本人の前年分の合計所得金額が125万円未満
第7段階		本人の前年分の合計所得金額が125万円以上200万円未満
第8段階	本人が市民税課税	本人の前年分の合計所得金額が200万円以上500万円未満
第9段階		本人の前年分の合計所得金額が500万円以上

合計所得金額 ▶ 収入額から必要経費に相当する額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した額。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額
課税年金収入額 ▶ 国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる年金収入額。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

後

期高齢者医療制度の保険料率は、2年に1度改定されます。制度内容や手続き方法など詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

国保年金課 ☎内線3541